

令和 6 年（第 2 回定例会）

総務企画消防委員会 会議録

令和 6 年 6 月 1 7 日

総務企画消防委員会 会議録

○開会日時 令和6年6月17日（月）

開議 午前10時00分

閉議 午前11時33分

○開会場所 市議会 第1委員会室

○出席委員（9名）

委員長	森 山 義 治	副委員長	小 野 佳 子
委員	泉 武 弘	委員	野 口 哲 男
委員	松 川 章 三	委員	吉 富 英三郎
委員	阿 部 真 一	委員	森 裕 二
委員	塩 手 悠 太		

○欠席委員（0名）

○委員外議員出席者（0名）

な し

○執行部出席者

総務部長	竹 元 徹	総務部参事 兼債権管理課長	牛 島 照 美
企画戦略部長	安 部 政 信	市長公室長	山 内 弘 美
防災局長	大 野 高 之	消防長	浜 崎 仁 孝
総務部次長 兼総務課長	行 部 さと子	企画戦略部次長	佐 藤 浩 司
消防本部次長 兼総務課長	永 路 尚 道	職員課長	河 野 幸 夫
市民税課長	佐 保 博 士	資産税課長	野 田 哲 也
政策企画課長	清 末 妙	財政課長	河 野 文 彦
防災危機管理課長	中 村 幸 次	警防課長	後 藤 英 明

○議会事務局出席者

局 長 河 野 伸 久 課長補佐 甲 斐 俊 平
主 査 村 田 和 寛

○付託議案及び審査結果等

付 託 議 案		審査結果
議第 5 5 号	令和 6 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）関係部分	全員一致による 原案可決
議第 5 7 号	別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第 5 8 号	別府市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第 5 9 号	別府市税条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第 6 0 号	別府市税特別措置条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第 6 3 号	動産の取得について	全員一致による 原案可決
議第 6 4 号	新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更について	全員一致による 原案可決
議第 6 5 号	他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について	全員一致による 原案可決
議第 6 7 号	市長専決処分について	全員一致による 承認
議第 6 8 号	市長専決処分について	全員一致による 承認
議第 6 9 号	市長専決処分について（関係部分）	全員一致による 承認

○会議録 別紙のとおり

以上のとおり、本顛末に相違ないことを証明し、ここに記名捺印する。

令和6年6月17日

総務企画消防委員会

委員長 森 山 義 治

総務企画消防委員会 会議概要

○開議：10 時 00 分

○森山委員長

ただいまから、総務企画消防委員会を開会いたします。

当委員会に付託を受けました議案は、議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分ほか10件でございます。

審査は、お手元に配付している議案審査順序表の記載順により、各課に説明を受け、質疑の後、採決をいたします。

初めに、消防本部関係議案の審査を行います。

議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算（第3号）消防本部関係部分、議第63号動産の取得について、以上2件を当局から一括して説明願います。

○浜崎消防長

それでは、消防本部から提出をさせていただいております2件の議案につきまして、担当課長のほうから御説明をさせていただきますので、御審査のほど、何とぞよろしく願います。

○永路消防本部次長兼総務課長

それでは、議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分の議案について、御説明申し上げます。

座って説明させていただきます。

歳出から説明させていただきます。

予算書の22ページを御覧ください。

事業番号0528消防団活動に要する経費の備品購入費80万円でございます。一番上の欄の事業でございます。

これは地域のコミュニティ活動の充実強化を図るため、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の一環として、別府市消防団の訓練や消防出初式での一斉放水などで活用する簡易水槽を整備するものでございます。今回、令和6年度のコミュニティ助成金の申請を行っていたところ採択されたため、追加して補整しようとするものでございます。

なお、これらの物品を整理することにより、付近に消防水利がない場合でも放水訓練の実現、また火災現場にも対応できる無圧水利からの揚水の訓練にもつながることが期待できるものでございます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

12ページを御覧ください。

同じ名称のものが三つありますが、消防本部関係は一番下のコミュニティ助成金消防本部80万円でございます。これは先ほど説明申し上げました簡易水槽を購入するための助成金が採択されたことに伴い、追加して補正をお願いするものでございます。

続きまして、事件議案に移らせていただきます。議第63号動産の取得についてでございます。

議案書の23ページを御覧ください。

救急件数の増加に対応するため、救急隊1隊を増隊し救急活動を迅速に行うため、高規格救急自動車を買入れようとするものでございます。今回、買入れする車両の契約金額は2,462万7,900円となり、契約する相手方は株式会社消防防災大分本店でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして、消防本部関係部分の説明を終わらせていただきます。何とぞ、御賛同のほどよろしくお願いします。

○森山委員長

初めに、消防本部関係議案の審査を行います。

議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算（第3号）消防本部関係部分、議第63号動産の取得について、以上2件を当局から一括して説明をいただきました。

以上で、当局の説明は終わりました。

こより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いします。

○森委員

議第55号のほうですけど、今使用している水槽というのは、パイプにブルーシートをかぶせたぐらいの本当に簡易的なものだと思いますけど、それとまた何か違いがあるのかというのと、購入しようとしている数というのがあれば。

○永路消防本部次長兼総務課長

お答えします。

今あるものと同じ簡易水槽になります。基数も同じでサンプルもできています。

○森山委員長

ほかに質疑はございませんか。

○塩手委員

議第63号の動産の取得についてなんですが、入札でというか、契約が終了したということで、その納入の時期と実働する時期と、それから公募というのはどういう感じでされるのかというこの3点をお伺いします。

○後藤消防本部警防課長

まず納入時期については、今年度末の3月20日頃を予定としております。最近の納品の遅れというのがありますけど、年度内には入るという形で入っております。

次に、運用時期です。運用時期につきましては、納品されてすぐに日勤救急隊として運用しようということを考えております。

次に、公募の形ですけど、今回は要件設定型の一般競争入札という形になっております。この要件設定型の要件というところが、救急車には酸素吸入器というものが入っています。これが医療機器になりますので、医療機器が使える車の艤装ができる、もしくは車を製造できる業者さんというところになっています。

○森山委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

別に質疑もないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算（第3号）消防本部関係部分につい

て、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算（第3号）消防本部関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第63号動産の取得について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第63号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、消防本部関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

（休憩）10時06分

（再開）10時06分

○森山委員長

再開いたします。

次に、総務課関係議案の審査を行います。

議第57号別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について、議第64号新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更について、以上2件を当局から一括して説明願います。

○竹元総務部長

それでは、総務部から提出しております議案は、条例に係るものとして議第57号から議第60号までの4議案、その他の議案として議第64号、議第67号、そして議第68号の3議案で計7議案となっております。初めに、議第57号及び議第64号の総務課関係議案につきまして、総務部次長兼総務課長が御説明いたします。何とぞ御審議のほど、どうぞよろしく願います。

○行部総務部次長兼総務課長

それでは、議第57号別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について説明いたします。

座って説明させていただきます。

議案書の1ページのほうをお開きください。

この議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部が改正され、同法別表第2が削られたこと等に伴い、条例を改正しようとするものです。

条例第4条では、番号法（第9条第2項）に基づき、個人番号の利用範囲について、利用できる事務及び利用できる特定個人情報と定めておりますが、その一部について番号法の別表第2を引用して規定しています。

今回の法改正によりまして、番号法の別表第2が廃止され、その内容が主務省令で定められることになったことから、引用していました「法別表第2」の事務及び特定個人情報を、それぞれ「特定個人番号利用事務」及び「利用特定個人情報」に改めるものです。

また、生活保護法の一部改正により、生活保護世帯の子どもが進学する場合に支給されていた「進学準備給付金」につきまして、高等学校等を卒業後に就職して自立する場合に

も拡充して「進学・就職準備給付金」に名称が改められたことから、条例の別表第1及び別報第2の中で引用しています「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改めるものです。

次に、議第64号新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更について説明いたします。

議案書のほうは24ページと25ページになります。

まず、土地の所在等につきまして御説明いたします。25 ページに土地の見取図を添付しておりますので、そちらのほうをお願いいたします。

新たに生じた土地につきましては、北浜のスパビーチ南側の階段敷岸とシーサイドホテル美松大江邸の駐車場から星野リゾート「界 別府」に至る北浜遊歩道と国が設置しました護岸敷の間の公有水面を、埋め立てた部分になります。埋立ては大分県により施工され、緑地として整備されたもので、面積は合わせて9,556.01 平方メートルでございます。

今年の3月25日に竣工を認可されたことに伴いまして、地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土地を確認するとともに、同法第260条第1項の規定により新たに生じた土地を北浜3丁目に編入するため、町の区域を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

以上で説明を終わります。慎重な御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○森山委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いします。

○泉委員

ちょっと教えてください。海と陸地の境界というのはどういうふうに決めるんですか。

○竹元総務部長

一般的には、陸と海岸線との境になると考えております。

○泉委員

大潮のときと小潮のとき、中潮のときは、海岸線が下がるんですね。何で私がこれを確認したかという、満月の夜のいわゆる満ち潮のときに境界を決めるというのが何か定説になっているようなんですね。だからそこはこういう境界線の設定の場合というのは、論拠としてしっかり持っておかなきゃいけないと思うんですね。今、部長が答弁されたのは、波が大潮、小潮、だんだん下がったり上がったとするでしょう、そのたびに境界が行ったり来たりするんですよ。だから、そういうことだけは論拠として持っとってください。お願いしておきます。

○森山委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

(委員長交代、小野副委員長、委員長席に着く)

○森山委員

これは質疑じゃないんですけど、実は海岸線を写真撮って回ったんやね。そしたら、非常にこんな感じで右と左とずっと撮って回ってきたんやけど、夜にサップをしている観光客の

方がおったんです。それで、犬を連れて散歩してる方もいたし、観光客の方が夕方、あその隅に座ったりするから、ベンチもないしそこら辺はどのように考えているのかなと思ってですね。

○竹元総務部長

現状としては、まだそういった観光客の方がゆっくりと座って過ごせるような設備というのは整備されていない状況にはあります。今後、状況を見ながら、そういったことについては必要に応じて考えていく必要があるかなと。

○森山委員

今後考えるということですね。

○竹元総務部長

必要に応じてですね。

○森山委員

分かりました。

(委員長交代、森山委員長、委員長席に着く)

○森山委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑もないようでございますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第57号別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第57号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第64号新たに生じた土地の確認及び町の区域の変更について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第64号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、総務課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

(休憩) 10 時 16 分

(再開) 10 時 16 分

○森山委員長

再開いたします。

次に、職員課関係議案の審査を行います。

議第58号別府市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について、当局から説明願います。

○竹元総務部長

それでは、議第58号職員課関係議案につきまして、職員課長が御説明いたします。何とぞ御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○河野職員課長

それでは、職員課関係部分の御説明をいたします。

議案書の3ページ、4ページを御覧ください。

議第58号別府市職員等の旅費に関する条例等の一部改正についてです。

国内外の経済社会情勢の変化に柔軟に対応するため、宿泊料等を見直すことに伴い条例を改正するものです。

第26条の第3項に、旅行者がこの条例または旅費に関するほかの条例の規定による旅費により旅行することが、当該旅行における特別の事情により、または当該旅行の性質上困難であると市長が認める場合は、別に定める旅費を支給することができることを加えようとするものです。

また、別表中の市職員等の場合、都市部などの甲地方の宿泊料は1万2,500円を1万6,000円に、乙地方の宿泊料は1万1,000円を1万4,000円に、議会の議員、特別職の常勤職員、教育委員会教育長、競輪事業管理者の場合、甲地方の宿泊料は1万5,000円を1万9,000円に、乙地方の宿泊料は1万2,500円を1万6,000円に改めようとするものです。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○森山委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

○塩手委員

確認なのですが、第1条に3項を加えるというところで、特別の事情により、または当該旅行の性質上困難であると市長が認める場合は、別に定める旅費を支給することができるということですけど、この特別の事情と当該旅行の性質上困難であるというところの基準は何かあったりするんですか。

○河野職員課長

例えば、どうしてもそのホテルに泊まらなければいけないような事情がある場合に、そこが1万9,000円以上のホテルにどうしても泊まらないといけない事情がある場合に、市長が認めればその部分を支給する。例えば、もうそこに泊まるのが指定されたりする場合です。災害等の関係で、そこに泊まることになる場合があると思うんです。そういった事情に限って、その別表の定めるところの支給がされると思います。

○森山委員長

いいですか。

○河野職員課長

この別表に定めている金額については定額になりますので、この額は支給されます。

○塩手委員

これが定額ですね。

○森山委員長

ほかに。

○阿部委員

乙地方と甲地方で分けていて、甲地方はかなりの都市部になる。都市部の宿泊の高騰化というのは最近始まったことではなく、もう皆さん周知のことだと思うんですけども、乙の地方も、先ほど言った災害地、緊急に行かなければいけないときというのは、今回の能登半島とかもそうですけども、そういったところであり甲乙で差が、特に宿泊なんか行くとない部分を感じるんですけど、その辺今回何で甲乙で分けたか。財務省の指針で多分分けた部分はあると思うんですけど、条例の規定の中で何で甲と乙で分けたのかを説明いただけたら。

○河野職員課長

条例上、もう既に乙地方と甲地方というのが分かれている状態です。

○阿部委員

それは分かっています。

○河野職員課長

それにのっとして今回、改正を行ってまして、乙地方、甲地方についてのその差というのは、もう今回は検証していませんで、その議題を上げることはしておりません。

○阿部委員

こういった部分で出張とか旅費の関係で言うと、もう全国的に見るとあまり差がない部分とかもあるし、別府ももうかなり都市部に近いぐらい旅費も高騰しているんで、この甲乙で分けたというのは、今度旅費の規定の条例上、甲乙で分けなければもう少し何か条例の中に組み込むことができたのではないかなと思うんですけども、今後その辺は検討していくか、市長が認める部分というところがあるから良いと解釈しているのかもしれないですけど、今後もうちょっとその辺は十何に中身を切り替えられるときは、落ち着いたらまた下げる方法もあるかと思いますので、ぜひその辺はお願いしていきたいと思います。

○河野職員課長

今、議員おっしゃっていただいたとおり、乙地方に宿泊した場合でも、今、議員の場合、上限としては今回1万6,000円となるんですけども、そこに泊まらなければならないという事情がありますとそれ以上は支出しますので、それを今、条例の改正案ということになっております。

○森山委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑もないようでございますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第58号別府市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第58号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、職員課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

（休憩）10時23分

（再開）10時23分

○森山委員長

再開いたします。

次に、関連がありますので、市民税課及び資産税課関係議案の審査を一括して行います。

議第59号別府市市税条例の一部改正について、議第60号別府市税特別措置条例の一部改正について、議第67号市長専決処分（別府市市税条例の一部を改正する条例）について及び議第68号市長専決処分（別府市都市計画税条例の一部を改正する条例）について、以上4件を当局から一括して説明願います。

○竹元総務部長

それでは、議第59号、議第60号、議第67号及び議第68号の4議案につきまして、市民税課、資産税課の順に関係議案について担当課長が御説明をいたします。何とぞ御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐保市民税課長

市民税課の佐保でございます。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは座って説明させていただきます。

それでは、今定例会に提案させていただいております議第59号及び議第67号の市民税課関係部分につきまして、一括して御説明いたします。

前後いたしますが、専決処分しました議第67号から御説明いたします。

議案書右下の29ページを御覧ください。

これは令和6年度の税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律等が改正施行され、専決処分により別府市税条例の一部を改正しましたので、その承認を求めるものであります。

主な改正内容としましては、令和6年度分の個人住民税において、納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の減税が行われるものであります。委員の皆様のタブレットに、個人住民税の定額減税についてと題しました1ペーパーの資料を格納しておりますので、説明に合わせて御覧いただきたいと思います。

減税対象者は、前年の合計所得金額が1,805万円以下、給与収入のみの方の場合は年収が2,000万円以下であって、個人住民税所得割が課税される納税義務者の所得割額から定額減税を控除することになります。

委員の皆様のお手元には、既に市県民税の税額通知書が届いているものと思われますので、議員報酬を例にしてこの定額減税を御説明いたします。

仮に委員の御家庭に配偶者と扶養親族が2人いる4人家族を想定しますと、計4万円が控除されることとなります。委員の皆様は、毎月の報酬から個人住民税が天引きされており、これを特別徴収と呼び、定額減税がない場合は、例年6月から翌年の5月まで12回に分けて住民税を徴収しておりますが、令和6年度におきましては、先ほど仮定しました定額減税額

4万円を差し引いた年税額について、6月分を徴収せず、7月から翌年の5月までの11回に分けて徴収することになります。

一方、御商売等をされている事業所得等の納税義務者は、普通徴収といいまして御自身で納税通知書により年4回、4期に分けて納期は6月、8月、10月、翌年の1月となりますが、この場合、定額減税額を第1期分から減税し、引き切れなければ第2期、第3期と減税額に達するまで順次控除することとなります。

なお、給与所得があり、かつ事業を行っている特別徴収と普通徴収の両方の支払い方法を選択されている方は、特別徴収からの減税を優先して行うこととなります。また、公的年金の受給者で個人住民税が年金から天引きされている特別徴収の方は、令和6年10月支給分の公的年金に係る特別徴収税額から定額減税が行われます。

続きまして、議第59号別府市税条例の一部改正でございます。

議案書右下の5ページをお開きください。

公益信託制度改革に伴う市税条例の改正となりますが、これは政府が進める官民が連携し成長と分配の好循環を実現しようとする新しい資本主義の政策の一つによるものであります。この公益信託とは、個人または法人が公益活動、例えば奨学金の支給、自然科学・人文科学研究への助成、自然環境保護活動への助成のために財産を信託銀行に信託し、信託銀行はその財産を管理運用し公益活動を行う制度であります。個人住民税では、この公益信託の受託事務に関連する寄附金については、公益社団法人、公益財団法人への寄附と同じように寄附金控除の対象とすること等が改正の内容となります。

以上で、市民税課関係部分の説明を終わります。何とぞ慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。

○野田資産税課長

資産税課長の野田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは議案について座って説明させていただきます。

それでは、今定例会に提案させていただいております議第59号、議第60号、議第67号及び議第68号の資産税課関係部分につきまして、一括して御説明いたします。

まず、議第59号でございます。

議案書の5ページをお開きください。

別府市条例の一部を改正する条例についてでございます。これは固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について定めた別府市条例第56条中、法人の適用根拠法令であり、私立学校法が改正されたことに伴い、別府市条例第56条の「第64条の第4項」とあるものを「第152条第5項」と改正しようとするものです。

次に、議第60号でございます。

議案書の7ページをお開きください。

別府市税特別措置条例の一部を改正する条例についてでございます。これは地域再生法第17条の6の地方公共団体等の定める省令の一部が改正されたことに伴い、別府市税特別措置条例を改正しようとするものです。

この主な改正内容ですが、施設の設置基準が延長されたことに伴い、第3条第1項中、「令和4年3月31日まで」とあるのを「令和8年3月31日まで」と改めるものと、従来から対象施設とされている特定業務施設に加え、当該特定施設の新設に合わせて整備される特定業務児童福祉施設を新たに対象施設としようとするものです。このほか地域再生法の改正により、条項等の移動等に伴う所要の改正を行うものであります。

続きまして、議第67号市長専決処分についてでございます。

議案書の29ページをお開きください。

これは令和6年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、別府市条例の固定資産関係部分を改正したものであります。

その主な改正内容ですが、議案書の39ページから40ページにあります現行の負担調整措置の延長措置があります。この負担調整措置とは、土地に係る固定資産税は評価額が急激に上昇した場合でも、税額の上昇は緩やかになるよう課税標準額を徐々に本来の額に近づけていく措置が講じられているものです。

今回の改正では、この土地に係る負担調整措置について、令和6年度から令和8年度までの間、負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置等を3年間延長し、負担調整措置の仕組みを継続するものです。

次に、議案書の39ページにあります新築の認定長期優良住宅に係る減額措置における申告の見直しについてでございます。

この減額措置とは、令和8年3月31日までに新築された認定長期優良住宅について、1戸当たり120平方メートルまでに相当する固定資産税を2分の1に減額するものですが、今回の改正では、この減額措置のうち長期認定優良住宅の新築部分所有マンションでマンション管理組合が代表して申告を行い、減額措置の要件に該当すると認められるときは、区分所有者が申告しなくても減額の適用を受けられるようにするものです。このほか地方税法の改正により、条項等の移動等に伴う所要の改正を行うものであります。

最後に、議案書の44ページをお開きください。

議第68号市長専決処分についてでございます。

これは別府市都市計画税条例を固定資産税の減額調整に応じた都市計画税の減額措置等の継続と、地方税法の改正により条項移動等に伴う所要の改正を行うものであります。

議第67号、議第68号につきましては、令和6年4月1日から施行する必要がありましたので、専決処分をさせていただいたものになります。

以上、資産税課関係部分の議案について御説明させていただきました。何とぞ御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○森山委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いします。

○阿部委員

市民税課の定額減税ですけど、先ほど説明していただいた1番の給与所得に係る特別徴収に関しては、庁内のほうも議会のほうも担当の総務のほうで扶養の確認等をされて今月の給料から控除が入ってくるんですけど、この2番目の普通徴収の事業主さんって、特に別府の場合は観光が多いんで、個人事業主が多いと思うんですけど、その辺特に経理の会社と契約されているところはかなり苦労しているとお話も聞きますし、個人事業主で青色申告とか個人でされる方がこの減税が受けられない対象になったりとか、そういった手続上の処理が届かなくて減税が受けられない人というのは想定をしているのかということと、そういったところの相談窓口、会社であれば多分税理士さんとかに御相談されると思うんですけど、個人で商売されて、一人事業主さんとかは多分全部自分でされていたり奥さんがされていると思うんで、相談する窓口が安易にない方ということも多くいらっしゃるんで、その辺に対しては国とかからのサポート体制とか地方行政でやるべきことの指導というのは来ているのどうか、そこを質問したいと思います。

○佐保市民税課長

まず1点目の御質問なんですけども、個人住民税の減税に関しましては、普通徴収の方に関しては、事業主の方、そこの働く経理の方には御自身で減税額を計算したりとかすることはありません。全て納税通知書が発送される段階で、市民税課のほうで減税を行ってから納税通知書を送っていますので、そこでそれぞれの事業主の方は確認ができると思います。

もう一つの質問になりますけども、質問に対するお問合せの窓口、これはもう当然ながら市民税課となります。これまでも市報で定額減税のお知らせはしてきましたし、今もホームページのほうにも挙げています。何かあれば住民税に関してのお問合せは当然市民税課にお問合せいただいて結構です。

○阿部委員

個人事業主さんとかの問合せというのは、今現状来ている感じはありますか。

○佐保市民税課長

御自身がどういう職業をされているからという問合せというのは、御自分で事業されているんだけどとか、給与所得者なんだけどとかいうような、なかなかそういう事前にそういう発言があってから減税のお話をされるわけではありませんので、厳密には事業主かどうかというのは判断しづらいところがありますけども、今担当のほうに確認すると、事業主さんからもちょこちょこ問合せはあっているということです。

ちなみに6月7日に納税通知書を送りましたが、もうそれ以降は定額減税に関してのお問合せというのはかなり、当然普通の毎年の課税の確認の問合せよりは数段件数的には多くなっていると思います。

○阿部委員

時期によってになると思うんですけど、やはりサポート体制というのは担当課に連絡してくださいと言ったんですけど、かなり業務としては大変やと思うし、個人で会社をされている方は、そちらには声は行かないと思うんですけど、経理作業の中ではもうかなりの負担があるともお聞きしております。もちろん庁内のほうも各セクションによって、総務の各個人のところの集約というのも苦労しているのは多分目の当たりにされていると思うので、その体制不足がもし課のほうで、これはもうかなり対応が厳しいとなったときは、サポートのコールセンターなりそういったので対応できるようにしていただいて、もう誰に電話しても同じような答えが返ってくるような体制づくりをしていただきたいと思います。

○佐保市民税課長

今、阿部委員からのお問合せは、むしろ住民税のお問合せというよりは、所得税のほうの関係だと思います。今御説明しましたように、住民税に関してはもう引いて通知していますので大丈夫なんですけど、所得税に関しては、特に事業者の方は6月からですね。住民税は6月には徴収しませんけど、所得税に関しては6月からもう徴収が始まります。そこら辺の計算、これは個人の事業者の経理の方はかなり大変だろうなどは正直思います。そこら辺の体制も、所得税を所管する税務署のほうとも連携しながらやっていきたいと思っています。

○阿部委員

お願いします。

○森山委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第59号別府市税条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第59号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第60号別府市税特別措置条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第60号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第67号市長専決処分について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第67号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

最後に、議第68号市長専決処分について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第68号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、市民税課及び資産税課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

（休憩）10時43分

（再開）10時43分

○森山委員長

再開いたします。

次に、政策企画課関係議案の審査を行います。

議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算（第3号）政策企画課関係部分及び議第65号、他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について、当局から一括して説明を願います。

○安部企画戦略部長

企画戦略部が提出いたしました議案について御説明いたします。

企画戦略部におきましては、議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算（第3号）関係部分、議第65号他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について及び議第69号市長専決処分についての関係部分、この3議案を提案させていただいております。

それでは最初に、政策企画課から議第55号及び議第65号の関係部分を説明させていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○清末政策企画課長

説明させていただきます。

それでは、政策企画課関係 2 議案について御説明いたします。

まず初めに、議第55号令和 6 年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）政策企画課関係部分について説明いたします。

補正予算書の 9 ページを御覧ください。

歳入についてですが、デジタル田園都市国家構想交付金の追加額3,934万1,000円は、要介護認定に関する業務のデジタル化を大分県と連携して行う事業に対する公金として計上するものです。

続きまして、その下のモビリティ人材育成事業補助金3,000万円は、地域公共交通の R E デザインを推進するため、モビリティ人材の育成に関する仕組みの構築や運営を行う事業に対して交付される補助金として計上するものです。

次に、歳出の説明をいたします。

補正予算書の14ページをお開きください。

事業コード0150交通体系整備促進に要する経費の追加額3,000万円は、インクルーシブな交通政策を推進するための人材育成を目的として、観光交通コーディネーター人材や観光付加価値の創出のためのコンテンツクリエイター人材、そして持続可能な地域公共交通に精通する地域調整プロデュース人材の育成をするために計上するものです。

以上、議第55号一般会計補正予算（第 3 号）についての説明を終わります。

続きまして、議第65号他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について御説明いたします。

議案書の26ページを御覧ください。

地方自治法第244条の 3 第 2 項の規定に基づき、協議により大分都市広域圏を構成する大分市が設置する大分市大在東グラウンドを本市の住民の利用に供させることについて、同条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものです。

以上、議第65号、他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議についての説明を終わります。何とぞ慎重な御審議をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○森山委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言をお願いします。

○森委員

交通体系整備促進に要する経費の分ですが、この前の議案質疑の中でも根絶の関係で 5 名とか、それぞれいろいろ 3 項目ほど、人数それぞれ育成をしますということでしたけど、育成後、それをどこに配置しようかというところは考えていますか。

○佐藤企画戦略部次長

お答えいたします。

今後のその取組につきましては、育った人材をどう活用するかというところについては明確にまだ決まっておりませんが、将来的な構想といたしましては、新たなビジネスというところに視点をちょっと持っていければいいかなと考えております。

○森委員

もう少し具体的に何か、新たなと言っても何か漠然とし過ぎて、何かありませんか。

○佐藤企画戦略部次長

新たな具体的なところになりますけども、例えば海外の方を今回ターゲットにした事業が主になります。インバウンドの方を取り込むためには、海外でどう集客して別府市に呼び込んでくるのかという新たな政策というものに取り組んでいく必要があると、そこにビジネスチャンスがあるんじゃないかなと考えておりますので、そういうところにもし可能であれば踏み込んでいければいいかなと思います。

ただ、これについてはどれだけ人材の育成が今回の事業の中で成功していくのかというところを見ていかないと、なかなかそれが本当にビジネスにつながるのかというところがまだ分かりませんので、今年度についてはそこら辺を見ながら、行く行くはそういうところも視野に考えていければいいかなと考えております。

○森委員

具体的に雇用関係とかはどういう感じで考えているんですか。

○安部企画戦略部長

これは市町の補助事業でやるんですが、国交省の補助事業自体が将来的な交通体系の在り方という実証プロジェクトになります。具体的には、今のタクシードライバーさんに付加価値をつける、観光案内ができるドライバーさんとか、英語ができる外国人対応ができるドライバーさんとか、そういった方の養成を国の補助を使って、これはもういい機会ですのでやろうということで、ですのでそれを養成した後、それは今から民間事業者が活用される場合もありますし、こちらのほうも有償運行で利用する場合がありますので、育成後にそれは検討していきたいと思っております。

○森山委員長

ほかに。

○阿部委員

今、議案質疑のときの答弁で大学生をコラボしてという発言もあったし、今の中で言うとタクシー事業者のドライバーさんというところが今イメージで合わないんで、あとビジネスモデルというのは担当課が今後していくのか、この事業を委託してするのか、担当課が直でやるのか、そこだけ押さえて聞きたいんですけど。

○安部企画戦略部長

対象は学生さんとかの例も出たんですが、その方に例えば外国語を習得していただいて、その方が運転手に、1種の免許でも今はガイド者はできますので、そういった方とかを対象に育成をしていくというような形で、あと運行については、それぞれ事業者がそういう方を使う場合もありますし、先ほど言いました別府市がこうやっている有償運行でも使う場合は、そういう人材を活用していきたいということで、取りあえずその前段として国の補助を使ってそういった付加価値のある運転できる方、そういった方を育てたいと、そういう趣旨で聞いてございます。

○阿部委員

その答弁を聞くと、現状こういった業務をされている学生さんとかタクシーの事業主さん

のドライバーさんとか、現状ですよ、今時点でもうこういったのを取り組んでいる実質実態があるのか、全く今なくて新しいのを構築していこうとしているのか、その辺はいかがなんですかね。

○佐藤企画戦略部次長

全くないといったら語弊があるかもしれませんが。ただ圧倒的に今のインバウンドの数に対して観光ガイドができるようなそういうドライバーを含めて、まだ足りていないような現状にあると思います。なので、特に外国語のインバウンドの方々というのは、全ての方が英語をしゃべれるわけではございません。英語がしゃべれない方々につきましては、今はA P U なんかもありますけども、約100か国以上の国々から留学生の方が来られておりますので、そういう方々を通して、いかに別府市でお金を落とさせていただけるかというところにしっかり着目したような事業に展開できればいいかなと考えております。

○阿部委員

民間にもタクシー業者、バス観光業者があると思うんですけど、それでいくと今の民間の経営努力というのは、何かされてないみたいなイメージを受けるんですけど、現状その民間のインバウンドの取組というのは、もうバス会社やと福岡・熊本に行って箱でどんと連れてくると、別府に来た観光客の方がワンストップでタクシーを使う、レンタカーで自分で行かれる方もいますけど、その部分というのは事前にタクシー業者、観光のバス業者を含めてしっかりリサーチした結果、その事業をもうかる、もうかると言ったらちょっと語弊がある、ビジネスとして成り立つということは、別府市がもうタクシー・バス会社と同じような土台でこの政策を進めていくということの理解になるんですけど、今までの答弁を聞きよったら。事前に民間会社がした取組のサポートを、行政側がこのデジタル田園構想を使って進めるのであれば理解できるんですけど、その辺というのはどこまで調べてこの事業を交付金として取ろうと思ったのか、タクシー協会も含め、バス・観光業者も含め、こういったことの実態というのはどこまで調査したのかというのがあまり伝わらないんですけど。

○安部企画戦略部長

まず、今のままでしたらそういった取組というのは民間主導ではなかなか難しいと。

○阿部委員

いやいや、聞き取りをしたのかどうか。

○安部企画戦略部長

タクシー事業者さんとバス事業者さんはもう常に協議をしております。

○阿部委員

いや、この件について。この制度について。

○安部企画戦略部長

この事業も、今後、プラットフォームというのをタクシー事業者さん、バス事業者さん、それと福祉団体とB－b i z L I N K、別府市で構成して、その中で事業をやっていきますので、その情報共有というのは十分しておりますので、今後進めるのも一緒に進めていくというような流れになります。

○阿部委員

プラットフォームって言ったんですけど、市の公共交通活性化協議会とまた別のものをつくるということか。

○安部企画戦略部長

分科会で市の公共交通活性化協議会はあるんですが、そこで実務的な細かいお話ができないので、今回その協議会の分科会をつくって、そこにタクシー協会さん、亀の井さん、大分交通さんとか、そういった実務レベルの方に入っていて、その中で協議をしながらこの事業をやっていかうと考えております。

○阿部委員

民間事業者さんは、もうこの制度に関しては理解しているという周知でいいのかというのと、今後主導するときに政策企画課がこの政策を主軸にして、B－b i z L I N Kに委託するのではなく、政策企画課主体でやっていくという理解でよろしいでしょうか。そこだけちょっと最後に。

○安部企画戦略部長

あくまでもB－b i z L I N Kが委託先になりますので、もう別府市が主体で、公共交通活性化協会についてもそうですし、別府市がしていくということになる状況です。

○阿部委員

ちょっと最後、聞こえなかったんですけど。

○安部企画戦略部長

別府市が主体でやっていくと。

○阿部委員

別府市が主体で。

○安部企画戦略部長

はい。

○阿部委員

民間の理解は十分なのかというところですね。

○安部企画戦略部長

そういったプラットフォームを構成するときに、もう十分お話しておりますし、この事業をするに当たっても、当然予算を計上しますので、その前に予算を計上して実施していくというのは事業者さんのほうと協議をして、その上でこの予算を調整していくことも理解いただいていると思っております。

○佐藤企画戦略部次長

補足で。先日、タクシー協会のほうとも話をいたしまして、インバウンドの方があまりしっかり取り込めてないという話もちらのほうで伺っております。そういうところも含めて、今回の事業の中に盛り込んでいければいいかなと思います。

○森山委員長

ほかにありませんか。

○野口委員

毎回言うんやけど、こういう議題が出るたびにG o o g l eでこの言葉を調べないといけない。例えば、地域公共交通に精通するプロデュース人材、こういうのは日本語に訳して簡単に言うたら何なのかってこと。それから、ドライバー兼ガイドって、あれモビリティデータを地域公共交通の政策立案に活用できる人材育成って、こんなんをぽんと出されても、一々私ら全部調べないといけない。もうちょっと何か日本語で分かりやすい提案というのはできんのかな。

○佐藤企画戦略部次長

すみません、配慮が足りませんでした。気をつけます。

○野口委員

一々G o o g l eで調べるんやけどな、本当にその調べた内容がきちっとこれに該当しているかどうかというものまた分からない。造語じゃないのか、これは。

○安部企画戦略部長

国交省の補助事業のメニューの言葉をそのまま使っています。すみません。以後、こういったのは注釈を入れるなり分かりやすいように資料を作成していきます。本当に申し訳ありません。

○野口委員

そういうふうに分かりやすいようにここはひとつ。

○森山委員長

分かりやすいようにしっかりお願いします。

ほかございませんか。

○森委員

今回、人材育成のところで留学生を使うというところがありますが、留学生というのは基本大学生ですから4年間ですよ。4年後いなくなっちゃうのかというところをすごく懸念してます。せっかく育てた留学生を、そのまま帰してしまうのか、どう雇用しようとしているのかというところまで、どこまで考えているのかなというのをちょっと。

○佐藤企画戦略部次長

ビジョンというところまでは今いってなくて、一つは留学生の方々から、結局、インバウンドの方々が今別府に観光として求めているのが、インバウンドの方の目線で別府市を観光するという、要は日本人目線での観光ではないということに注目しておりまして、そういう留学生の方が別府をどういうふうに見ているのかというところのまずヒアリングをしっかりと、新たな別府の発見というところに何かつなげていければいいかなというのが1点。

それから、彼らが育ち上がった後に、別府市に本当に残っていただけるのかというところも、これは今後この人材育成を通してながら、彼らが本当に別府に根づいて、彼らが新たな起

業というものにつながっていけるのかということも含めて、これから精査していく必要があるかなと。だから結論というのは、今の段階ではすみません、ございません。

○森委員

やっぱり留学生というのは外国の方なので、外国の文化も知ってる、言語も当然できてるというところと言うと、正直即戦力だと私は思っているんですよね。即戦力でその場限りで使うというんであればすごく分かるんですけど、育成までして、そこにお金をかけて、それが4年後どうなるか分からない。4年とも限らないんですよね。下手したら留学生ですから、大学生はもう4年生かもしれない、3年生かもしれない、一、二年しか育成できない。それでもそこにお金をかけようと考えているんですか。

○佐藤企画戦略部次長

可能性にかけているというところは一つあります。ただ全くしないで、今の別府のせっかく経済的損失がかなり起きているというのは間違いございませんので、そういうところをしっかりと別府で取り込めるようなものを、この1年ないし2年をかけながらその人材を育成して、その方々が本当に別府のためになる人材に育ち上がるならば、そこに期待をかけていきたいなというのが正直あります。

○森委員

本当にせっかく人材として育て上げるのであれば、その後のこともしっかり考えてあげる。起業したいのであれば、起業を最後まで、勝手にやってくださいねというところではなくて、応援してあげられる態勢のところまでプロデュースしてあげるのが今回の人材育成だと私は思うので、しっかりその辺をやっていただければと思います。

○森山委員長

ほかにありませんか。

○塩手委員

最後に1点だけ。これ昨年は人材育成事業みたいな感じで、今年からモビリティ人材という形で多分補助金の名称が変わっているんですけど、昨年の全国の例を見ると、大体スケジュール感って組んで、最後しっかり私たちが市民の人も見えるように可視化に出るんです。報告書というのは出るんですけど、今回この事業はしっかり最後、報告書というところは提示というか、市民の方にも見やすいように報告するような形を想定されているのか、そこだけ最後確認をお願いします。

○佐藤企画戦略部次長

報告書につきましては、もちろん提出していただきますし、可能であればこの2月28日までの事業となりますので、その間までに実証というところまで何とか踏み込みたいなというのは正直あります。その実証を受けまして、報告書のほうを市民の皆様が分かるような形で報告できればさせていただきたいなと思います。

○委員

ぜひお願いします。

○森山委員長

ほかに。

(「なし」と発言する者あり。)

(委員長交代、小野副委員長、委員長席に着く)

○森山委員

このモビリティ人材育成についてなんやけども、これ誰が何を何人ぐらいして、どれくらいの期間で育成を考えているのか、まずそれが1点です。

そして、この育成したドライバー兼ガイド、どこでどのように活用していくのか、ちょっとお尋ねします。

○佐藤企画戦略部次長

まず、誰が何を何年というところなんですけども、先ほど他の委員の方からいろいろ御質問がありましたとおり、まず留学生、それから一般の方、そういういろいろな方々の観光ガイドができるような方に今回育てていきたい。それが1年なのか、2年なのか、3年なのか、そこは今の段階では分かりませんが、まず1年させていただいて、その中で検証した上で2年目、3年目、継続していくのかというところは考えていかなくはないのかなと思っております。

どこでというところがありますけども、これはまず一つ、ワンダーコンパスで実際に今ガイドを発売しております。お一人様2万円ぐらいですかね。そういうようなところで、今回このガイドというものを一つ販売できればなどは考えております。

○森山委員

どこで活用していくの。

○佐藤企画戦略部次長

どこというのは、例えば、いきなりドライバーというのは難しいところもあるかと思いますが、ガイドをワンダーコンパスのほうで発売して、それをタクシーの助手席に乗っていただいて、後ろにインバウンド方が乗っていただいて、ここ市内を観光するというようなイメージで。ただ、それは例えば有名な観光地である鉄輪とか明礬とか、そういうところをただ単純に回るのではなくて、一緒に連れて、コアなインバウンドの方がこういうところやったら好きそうだなというところに連れていってあげるといような、連れていくようなガイドができればいいかなと思っています。

○森山委員

対象者なんやけども、ライドシェアが今度そこを走るようになっちゃうけども、今後どうなっていくか分かんないんですけども、一般ドライバーと極端に言えばライドシェア、それと今二種を持っているタクシーの運転手さんとかありますわね。それをどのような、そのとこの対象者は、例えば外国人とかおりますわね。今言ったAPUの生徒さんでもおりますから、どのように対象者を広げてるの。受講する対象者。

○安部企画戦略部長

対象者は、先ほど申し上げましたかもしれませんが、学生とか市民と福祉団体、交通事業者を、希望すればというか、対象にしたいと考えています。

○森山委員

モビリティデータを活用すると言っとるんやけども、このモビリティデータをどこからつくっていくのか、そのモビリティデータはどの場所から、タクシー会社とかあるいはどこからか調べてもらってくるんで、そこんところはもうどうなってますか。

○佐藤企画戦略部次長

お答えいたします。

データにつきましては、今既存の公共交通事業者様が持っているデータを活用できれば活用させていただきたい。もしなければ、講師の先生が持っておりますデータがありますので、そちらの先生の持っているデータに基づいて別府市のほうをプロデュースできるように人材育成していきたいと。

○森山委員

もう長くなるので良いです。また、別の機会を持ってお聞きしましょう。

(委員長交代、森山委員長、委員長席に着く)

○森山委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算(第3号)政策企画課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第55号政策企画課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第65号他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第65号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、政策各課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

(休憩) 11 時 10 分

(再開) 11 時 10 分

○森山委員長

再開いたします。

次に、財政課関係議案の審査を行います。

議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算(第3号)財政課関係部分、議第69号市長専決処分、令和6年度別府市一般会計補正予算(第1号)財政課関係部分について、当局から一括して御説明を願います。

○河野財政課長

財政課長の河野と申します。委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座って御説明をさせていただきます。

議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算（第3号）財政課関係部分について御説明いたします。

予算書の11ページをお開きください。

まず、別府市財政調整基金繰入金の追加額7,751万6,000円ですが、これは今回の一般会計補正予算（第3号）における財源不足分の調整のため、繰入金の追加を行うものでございます。

次に、別府市公共施設再編整備基金繰入金の追加額2,026万円でございますが、これは最初、補正予算で計上しております介護施設整備に要する経費の追加額について、基金を取り崩して財源とするため、繰入金の追加を行うものでございます。

次に、べっふ未来共創基金繰入金の追加額960万円でございますが、これは最初、補正予算で計上しております南部振興に要する経費の追加額について、基金を取り崩して財源とするため、繰入金の追加を行うものでございます。

次に、べっふ創生応援基金繰入金の追加額ですが、これは令和5年度の企業版ふるさと納税の寄附金を活用するため、令和5年度にべっふ創生応援基金に積み立てたものから3,000万円を繰り入れるものでございます。基金から繰り入れた額は、寄附の目的に沿って当初予算に計上していました子どもの未来創造に要する経費に1,000万円、観光客誘致受入れに要する経費に2,000万円をそれぞれ充て、財源補正を行うものとしております。

続きまして、議案について御説明を申し上げます。

議案書は48ページからになります。

議第69号市長専決処分についてにおける処分事項、令和6年度別府市一般会計補正予算（第1号）財政課関係部分についてでございます。

議案書の54ページをお開きください。

別府市財政調整基金繰入金の追加額1億3,370万円でございますが、これは最初、補正予算における一般財源の不足分を調整するため、基金からの繰入れを追加するものでございます。

以上で、財政課関係部分の議案について御説明をさせていただきました。何とぞ御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○森山委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言を願います。

（「なし」と発言する者あり。）

別に質疑はないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

初めに、議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算（第3号）財政課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第55号財政課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第69号市長専決処分、令和6年度別府市一般会計補正予算（第1号）財政課関係部分について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第69号財政課関係部分については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、財政課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

（休憩）11時16分

（再開）11時16分

○森山委員長

再開いたします。

次に、自治連携課関係議案の審査を行います。

議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算（第3号）自治連携課関係部分について、当局から説明願います。

○山内市長公室長

本日、自治連携課長が体調不良のため出席できませんので、私のほうから、議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算（第3号）の自治連携課関係議案について説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。

まず、歳出でございますが、予算書14ページをお開きください。

1136事業協働事業推進に要する経費の追加額として、コミュニティ助成金650万円を計上させていただいております。この助成金は、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目的として、コミュニティ活動に直接必要な備品等の整備に関する事業に対して助成されるものです。

今回の補正予算では、自治会公民館における会議用の椅子やテーブル、空気清浄機、パソコン、テントなどコミュニティ活動備品の整備に対する助成金として、「青山町自治会」に250万円、「石垣東4丁目自治会」に150万円、「天満町2区自治会」に250万円の計3件の650万円の助成金を計上させていただいております。

なお、この経費につきましては、「一般財団法人自治総合センター」が実施します宝くじの社会貢献広報事業として、「コミュニティ助成事業助成金」の交付決定を受けておりますので、予算額の650万円は、全額予算書12ページの歳入に計上しておりますコミュニティ助成金で賄われることになります。

以上で、議第55号自治連携課関係部分の説明を終わります。委員の皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○森山委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

○森委員

3自治会が選ばれてますけど、選ばれた経緯とかいうか、何かそういうのがもしあれば。

○山内市長公室長

御希望というか申請を受けまして、自治総合センターのほうから結果が来ますので、特にうちのほうは書類を調整して県のほうに送って、県が取りまとめて。

○泉委員

恐らく選考は向こうになるね。

○山内市長公室長

選考は向こうですね。

○泉委員

申請が別府市だ。

○山内市長公室長

そうですね。

○森山委員長

ほかに質疑は。

（「なし」と発言する者あり。）

別に質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算（第3号）自治連携課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

異議なしと認めます。

よって、議第55号自治連携課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、自治連携課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

（休憩）11時20分

（再開）11時20分

○森山委員長

再開いたします。

最後に、防災危機管理課関係議案の審査を行います。

議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算（第3号）防災危機管理課関係部分について、当局から説明を願います。

○大野防災局長

4月より防災局長を拝命しております大野です。よろしくお願いいたします。

それでは、防災危機管理課の議案につきましては、課長のほうから説明いたします。

○中村防災危機管理課長

それでは、議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算（第3号）防災危機管理課関係部分について御説明いたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、歳出から御説明いたします。

補正予算書の14ページをお開きください。

事業番号0819防犯・暴力絶滅対策に要する経費といたしまして、交付金活用による財源補正2,271万7,000円減でございます。これは地域住民の安心安全のため、通学路、公園、公共施設等に見守りカメラを設置し、犯罪の未然防止、市民の防犯への意識向上を図るとともに、犯罪発生時には記録されたデータを捜査関係機関へ提出できる環境を、予算の範囲内で整えることを目的とした見守りカメラ設置委託料が、再編関連訓練移転等交付金の活用を認められたことに伴いまして財源補正するものであります。

この財源補正によりまして、見守りカメラ設置委託料3,300万円を一般財源として計上しておりましたが、この交付金2,271万7,000円を充当することによりまして、一般財源を1,028万3,000円に減額するものであります。

続きまして、補正予算書の22ページ。

事業番号0536地域防災に要する経費の追加額200万円でございます。これは大規模災害発生時に自主防災組織の活動により被害の軽減につなげる目的から、一般財団法人自治総合センターに助成申請をしていましたコミュニティ助成金の交付決定に伴いまして、西地区の防災士会が整備する防災資機材の購入費に対して助成するものであります。自主防災組織の取組を強化するとともに、迅速な災害対応につなげていくものであります。

西地区は、令和6年1月28日にモデル地区の避難訓練を実施した後、年間を通じて訓練や研修の取組を行っておりまして、今回、電源確保のための発電機やポータブル電源、抜き取りケーブル、LEDの強力ライト、トランシーバー、折り畳みリヤカー、ワンタッチテント等を購入する予定としております。

引き続きまして、同22ページの事業番号1131地震津波等被害防止対策に要する経費の追加額といたしまして、消耗品費4,012万7,000円でございます。これは近年の大雨や台風など災害の激甚化・頻発化に加え、本年1月に発生いたしました令和6年能登半島地震における物資不足の課題を検証し、災害への備えを強化するため、災害非常用備蓄の購入を行うものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

9ページをお開きください。

表の右端の説明欄の上から3行目となります。再編関連訓練移転等交付金といたしまして、2,271万7,000円を計上しております。これは先ほどの歳出、防犯・暴力絶滅対策に要する経費の財源補正額2,271万7,000円に関する補助金でございます。

同9ページ、表の右端、説明欄の上から4行目、訓練交付金といたしまして、544万1,000円を計上しております。これは21ページの歳出の事業番号0506その他都市公園整備に要する経費の財源補正に関するものとなります。

続きまして、10ページをお開きください。

表の右端説明欄の上から2行目、おおいた防災・減災対策推進事業費補助金の追加額といたしまして、1,046万3,000円を計上しております。これは先ほど歳出、事業番号1131の地震津波等被害防止対策に要する経費の追加額に伴う、毛布、簡易トイレ、段ボールベッド等の備蓄購入に対する補助金です。

最後12ページをお開きください。

表の右端、説明欄の上から5行目、コミュニティ助成金といたしまして、200万円を計上しております。これは先ほどの歳出、地域防災に要する経費の追加額200万円に関する助成金でございます。

以上で、防災危機管理課関係部分の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいた

します。

○森山委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

○森委員

今回、地震津波等被害防止対策に要する経費の中で、近年の災害を見て前倒しをしたいということですが、昨年度視察に行ったときに、順次備蓄していきますよという話をお聞きしてますけど、どれぐらい前倒しを計画としてしたのかというのを教えてもらえますか。

○中村防災危機管理課長

そのときそのときの予算の関係もあるんですけど、おおむね中期的に約5年から10年かけてそろえていこうかというような絵を描いていました。それが令和6年度の当初予算とこの補正と令和7年度、令和8年度で仕上げるということで、本来がもうちょっとかかるものも、この3年間でもうそろえてしまおうというようなイメージでございます。

○森委員

じゃあ今回、要配慮者物質の中に粉ミルクというのがありますが、粉ミルクだけだと当然使えないので、お湯とかそういったところが考えられているのかというのと、もし粉ミルクでなくても液体ミルクというのが当然ありますし、そういったところは考えていないのか。また、あと生理用品とかそういった女性専用の特有のものというのは用意しているのかというのを教えてください。

○中村防災危機管理課長

粉ミルク等で飲料水とかもありますので一応溶けるということと、現時点でももう液体ミルクのほうも並行して準備させていただいております。女性用の生理用品と、あとは成人用のおむつとか、あとは乳幼児の年齢ごとのおむつなども、ここの取組以前からそろえております。

○森山委員長

ほかにございませんか。

○泉委員

部長ね、災害に対する実態が変わってきている。そして、その災害に対する避難所運営そのものは、いつまでも雑魚寝の避難所というような状況なんですね。これさっきの議会で指摘をして、市長は全国市長会から国に要望書を提出したようなんですよ。

それで昨今、NHKの特集で2回にわたってイタリアの避難所の運営実態を出しましたね。私はもうここらで脱皮しないと、なぜ災害のときに体育館で雑魚寝なんかいうことから脱却できないと思うんですね。その範を示すように、別府市が先覚的な取組をしてほしいなということだけ1点、指摘をしておきます。それだけです。

○中村防災危機管理課長

泉委員より頂いておりますそういった情報もちらは確認させていただいております。能登地震、今まで大規模な災害で罹災するたびに避難所、それから罹災後の関連死等の問題が

大きくクローズアップされておりますので、そういった関連死の防止というところでは、避難所でのサービスといいますか、食事の提供とかそういったところは課題として認識しておりますので、できるところから取りかかっていきたいと考えております。

○泉委員

昨今、在宅避難という言葉がクローズアップされて、もう別府市は施設改修費が120万円なんです。耐震補強工事の限度額は120万円なんです。今まさに私は耐震診断をやって、それに着工しようとしてるんですけど、手出しが何百万円もかかるんですよ。自分のところは耐震診断をやって倒壊の危険大という判断をもらったときに、震撼としたんです。俺はそういう家に住んでたんかと。耐震補強工事の増額をしないと、さっき言ったように避難所での旧態依然とした姿から在宅避難ということに移行できないと思うんです。そこら辺は部長のほうで十分検討していただきたいなということだけ指摘しておきます。

○森山委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

別に質疑もないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第55号令和6年度別府市一般会計補正予算(第3号)防災危機管理課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第55号防災危機管理課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、防災危機管理課関係議案の審査を終了いたします。

以上をもちまして、本委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任していただきます。これをもちまして、総務企画消防委員会の議案審査を終了いたします。

○閉議：11時33分